ご存知ですか？

日本の交通事故件数は

年間約70万件 負傷者数約83万人!!

国民が1,000人いると、1年間でそのうち6.5人が交通事故で負傷する確率になります。これは低い確率だとは言い切れないでしょう。また、近年の交通事故の裁判では、死亡事故や重度障害におけるケースでは高額な判例も出ております。

いくら交通事故に遭わないように心がけていても、不意に後ろから突かれることもありますし、いつ何があるかわかりません。そういった不慮の事故のためにも、交通事故にあった時に具体的にどうすれば良いのかをこのリーフレットで学んでください。

もしも交通事故にあったら…

不意の交通事故にあってもコレで大丈夫！

1 事故の発生

まず、お互い怪我がないかどうかを確認しあいましょう。状況によっては、要救護者を安全な場所へ移す必要性があります。

次に、事故現場からは離れずに警察に110番をしましょう。事実を正確に伝えることが大切です。また、決してその場での示談交渉の話し合いはしないようにしてください。治療がすべて終わって、交通事故にかかった費用全体がはっきりしてから行ってください。

保険に加入されている場合は、必ず被害者・加害者ともに保険会社へ事故の連絡も忘れずに必ず実施してください。その際、相手方の氏名、住所、電話番号はもちろん、保険会社名、任意保険の有無、担当者名の記載などできる限り詳しい情報を得ておいてください。

2 病院での診察

事故にあったら必ず病院（整形外科・外科・総合病院など）の診断を受けてください。

よく見落としがちなのが、交通事故後の体の状態です。事故後はたいしたことが無くても後日後遺症が出てくる可能性がありますので、必ず受診しておきましょう。

3 診断書の発行

診断書を発行してもらい、警察へ届け出ます。

これで物損事故から人身事故の扱いになりようやく当院における自賠責での治療費補助を受けることが出来ますので、忘れずにもらってください。

4 通院していただく

加害者の保険会社の担当者様へ当院へ通院していることをお伝えください。

よく、病院以外では交通事故の治療が受けられないと思い込まれているケースがありますが、そうではありません。また、日本には様々な施術所があり、中には無資格者が行っているケースもあるようです。当院は、厚生労働省に認可されている治療院でありますので、安心して治療を受けていただけます。

5 その他

交通事故で人身に損害が出た場合、賠償する側の加害者の方は、任意保険をかけていれば、気が重く難しくて煩わしい賠償問題の解決を、保険会社任せで済ませてしまうことができます。

これを示談代行といいます。しかし一方で、被害者は賠償を受ける側ですので、たとえ任意保険に入っていたとしても、保険会社が代わって解決してくれることはありません。ご自分で対処しなければなりません。被害者は、相手方の保険会社とご自身で交渉することになります。

突然襲い掛かってくる事故はご本人の体の面だけではなく、精神的にも多くの負担となるはずです。加えて、相手側の誠意が見えないことや、なれない手続きや交渉のためにストレスを感じてしまう方も多くおられます。そういったことは、お一人で悩まずにまず私たちにご相談ください。そして、相手方と納得のいくように粘り強く話し合ってください。

よくあるご質問

❶どんな治療を行うの？

まず、治療を行う前にしっかりとお話を伺います。その上で、機械ではなく治療家による人の手でお悩みの部分をしっかり確認させていただき、原因や現在の状態を調べ手技を中心として、治療させていただきます。

治療後には、現在の状態について再度丁寧にご説明し、今後の治療計画をご提示させていただきます。

❷治療費は？

交通事故の場合、一般的には自賠責保険により治療費がまかなわれますので、窓口負担はありません。（交通事故の示談交渉の後に来院された場合でも、当院では各種保険治療も扱っておりますので、お気軽にお尋ねください）

❸現在、病院に通院しているのですが転院か併用は可能ですか？

可能です。病院へ通院されているケースでも、当院と同時に通っていただくことができます。当院で治療を受け、病院でも定期的にフォローアップされている患者様もおられます。

❹診断書などの証明書は発行してもらえますか？

はい、各種証明書（診断証明書、施術証明書など）を発行します。また、傷害保険などをかけていれば、その証明書も作成します。

❺病院での診断書を受けた後、他の場所も痛くなってきたのですが？

事故直後は、緊張が強く痛みをあまり感じないケースがあります。後から痛くなった場所がある場合も治療は可能です。できれば、病院でもう1枚診断書を頂くと良いでしょう。こういったケースは多いので、病院も対応してくれることが多いです。